

元龜年間の武田信玄——「打倒信長」までのあゆみ——

鴨川達夫

はじめに

数年前、筆者は武田信玄をめぐる政治史を見直す機会を与えられ、得られた結果を『山梨県史』通史編などに発表した⁽¹⁾。その要点は、おおよそ次の通りである。

信玄は、元龜二年(一五七一)に三河に攻め込み、徳川家康との戦いに入ったとされてきたが、同年にはそのような事実はない。

信玄は、元龜三年十月、遠江に攻め込んだが、これは織田信長を主たる敵としたものであった。

信玄は、自身に信長と戦う動機があったのではなく、大坂の石山本願寺や越前の朝倉義景などの要請を受けて、不本意ながら出馬したのである。信玄はそれまで信長と良好な関係にあったが、信長に圧迫されつつあった本願寺などによって、信長に對抗し得る実力者であると思込まれ、ついに腰を上げたのである。

以上の所論に対し、いくつかの反応があったが、第一点を中心として、ある程度の賛成は得られたものと思っている。

しかし、第二点に関する全面的な異論など、部分的な反対意見が提出されているのも事実である。また、筆者が著したのは一般向けの概説であったために、煩雑を避けるねらいで、言及せずに済ませた史料が少な

くない。言及した史料でも、あまりに細かい説明は、省略した場合が多い。

そこで、この場を借りて、割愛ないし省略してきた部分を補い、また異論にもこたえながら、元龜二年から三年の信玄のあゆみを、あらためて検証することにした。なお、すでに十分に言及した史料や、すでに詳しく述べた説明については、できるだけ再録しないようにした。つまり、本稿は、信玄のあゆみのすべてをカバーするものではない。読者には不便を強いることになるが、『山梨県史』通史編などを、適宜参照していただければ幸いである⁽²⁾。

一 家康との戦いはやはりない

(1) 遠江小山をめぐる動き

まずは元龜二年の状況を取り上げる。

「はじめに」で述べたように、信玄がこの年に家康との戦いをはじめた事実はないと、筆者は考えている。しかし、やはり戦いはこの年にはじまったとする意見が、その後あらためて提出された⁽³⁾。その根拠となっているのが、次に掲げる信玄の覚書である。

(史料1) 『山梨県史』資料編5、二二〇八号

覚

一 氏政向御厨相拮、無功退散候、然者不図遠州江令出馬候事
 一 去年以来申届候筋目、此節候之条、早速手合事、付両筋事
 一向小山拔本取出事

以上

二月廿三日

信玄(花押影)

下条讚岐守

第一条の前半に、相模の北条氏が駿河から撤退したと記されており、元亀二年のものであることは間違いない。⁽⁴⁾そして、第一条から第二条にかけて、

ついでには、急遽遠江に「令出馬候」、その方もさっそく協力して欲しい、

と述べている。ここで問題になるのは、第一条の「令出馬候」の読み方である。この表現では、「出馬します」なのか「出馬しました」なのか、判別することができない。前者を採用すれば、信玄は出馬の意向を示しただけで、それを実施したかどうかは不明、ということになる。つまり、この第一条は、このとき信玄が遠江に出馬したことを、ただちには意味しないのである。

第三条も難解である。小山という遠江東部の地名、および「取出」(砦のことであろう)という名詞は見えるが、全体としてどのように読むのが正しいのか、少なくとも筆者にはわからない。この第三条を、「信玄が……小山の砦を陥落させたと述べている」と読み、信玄が家康との戦いをはじめたことは明らかだ、と強調した意見もある。⁽⁶⁾しかし、どこをどのように読めば、「陥落させた」ことになるのだろうか。「抜く」という言葉に、「城などを攻め落とす」という意味があることは事実だが、⁽⁷⁾この語義は、信玄や家康の時代に、すでに使われていたのだろうか。少なくとも筆者は、用例に接した記憶がない。

このように、説明されるべき点が多々ある以上、「小山の砦を陥落させた」を事実であると認めるわけにはいかない。「向小山」と「取出」の二点から考えれば、小山に向かい合う砦を設けることが、第三条の主眼ではないかと思われる。⁽⁸⁾それは、小山、つまり遠江を、攻めるためであったとは限らない。この前年、家康はそれまでの信玄との友好関係を見直し、信玄の宿敵である越後の上杉謙信と手を結んだ。⁽⁹⁾信玄と敵対する路線に転じたのである。小山に向かい合う砦の設置は、遠江からの先制攻撃を警戒した、守りの態勢作りであったとも考えられよう。第一条も考慮に入れば、北条氏政の撤退によって行動の自由を得た信玄が、それまで果たせずにいた遠江方面の防衛態勢の整備を、自らが先頭に立つて急いで実施しようとした、という場面が想像されるのである。

覚書の舌足らずな文章が相手であるから、以上の説明が絶対に正しいと言いつ張るつもりはない。⁽¹⁰⁾しかし、このような説明も可能であることは、おそらく認められるであろう。であるとすれば、この(史料1)は、元亀二年に戦いがはじまったことの根拠には、少なくとも当面はならないものと考ええる。

(2) 高天神の戦い

なお、元亀二年三月に、信玄と家康が遠江南部の高天神で戦った、とする意見もある。⁽¹²⁾その根拠は、おそらく次の文書であろう。

(史料2) 『静岡県史』資料編8、三二〇号

於高天神甲斐方人数寄来所、各加勢無比類故、敵無相違追出、令感候、弥忠節候ハ、敢如在有間鋪者也、

元亀二年三月廿九日

家康書判

小笠原民部少輔殿(ほか五名省略)

高天神を襲った武田軍を撃退したとして、家康が三月二十九日付けで、

小笠原一族に与えた感状である。これにしたがえば、確かに信玄と家康の戦いがあったことになる。しかし、この文書は、まず偽文書であろう。「甲斐方人数」という表現は、当時の実際の言葉づかいにはないように思われる。「追出」という通俗的な言葉も、本物の感状には例が少なからう。また、文末の「敢如在……」という言い回しは、この時期の家康の文書には、まったく例を見ない。

以上の分析をふまえれば、この文書が偽文書であることは、その可能性がきわめて高いといえよう。ということは、「高天神の戦い」自体の实在性にも、疑いの余地が出てくる。信玄と家康の戦いは、元亀二年においては、やはり確認することができないのである。

ちなみに、元亀三年の十月、ようやく家康との戦いに踏み切った信玄は、次のような言葉を残している。

浜松（家康の本拠地である）に向けて出馬し、三か年の鬱憤を晴らすつもりである。¹⁴

前節で触れたように、元亀元年、家康は上杉謙信と手を結び、信玄と敵対する路線に転じた。しかし、信玄は家康に対して動かず、それから足掛け三年のあいだ、ただひたすら耐えてきた——。信玄の言葉によれば、以上のような経過があったことは、あまりにも明らかであろう。しつこいようだが、信玄と家康の戦いは、元亀二年には行なわれていないのである。¹⁵

二 行動の目的は信長の打倒

(1) 元亀三年初頭の状況

つづいて、元亀三年の状況について述べる。

前年の暮れ、信玄と北条氏政のあいだに、友好関係が成立した。¹⁶ その日付は明らかでないが、永禄十一年（一五六八）以来敵対してきた両者

が、再び手を結んだのである。これによって、信玄は勢力圏の東側が安全になり、西側に打って出る、つまり家康を攻めることが、容易にできるようになった。この状況における信玄と家康の関係、また同じ時期の信玄と信長の関係については、次に掲げる信玄の書状がよく物語っている。宛所の夕庵という人物は、信長の側近として有名である。

(史料3) 『山梨県史』資料編5、一一一八号

依遠遠之堺無音、意外候、如露先書候、甲相存外遂和陸候、就之例式従三遠両州可有虚説欺、縦扶桑国過半属手裏候共、以何之宿意信長へ可存疎遠候哉、被遂勘弁、佞者之讒言無信用様、無油断取成、可為祝着候、(中略)恐々謹言、

正月廿日

信玄

夕庵

家康は、事実とは異なることを、信長に向けて述べ立てるだろう——。これが信玄の判断である（第一傍線部）。信玄は、おそらく次のような思考を経て、この判断に到達したのであろう。

信玄が西に出られるようになったのを見て、家康は非常な危機感を覚えたはずだ。

信長の支援を勝ち取るために、すでに信玄の攻撃を受けている、といった虚言を吐くに違いない。

家康についてこのように認識した上で、信玄は、次のように語りかけている（第二傍線部）。

たとえ自分がどれだけ強大になっても、どうして信長との関係を悪くしたりしようか、決してそんなことはしない。

この発言と、それに先立つ家康についての認識とは、次のようにつながっているであろう。

家康は、すでに攻撃を受けている、と言うだろうが、本当にそうで

あるなら、信長がそれを見過ごすはずがなく、⁽¹⁷⁾ 信長との関係を悪くしてしまふ。

しかし、信長との関係を悪くするつもりは、自分にはまったくない。つまり、自分は家康を攻撃してはいないし、今後攻撃する予定もない。

以上の読み解きによれば、元龜三年初頭における信玄は、家康との関係が険悪であることをよく認識しながら、信長との関係は絶対に壊したくない、と考えていたことになる。ちなみに、信長もまた、信玄との友好関係を維持し、発展させようとしていた。(史料3)とほぼ同じ時期に、織田・武田両家の縁組みの準備を、信長は着々と進めていたのである。⁽¹⁸⁾ したがって、この段階においては、信玄と家康の関係こそが、最大の問題であったことになる。信玄は次第に、元龜元年以来の忍耐が限界に近づき、家康を叩くことを考えはじめたようだ。次のような文書が残っている。

(史料4) 『山梨県史』資料編4、一三五三号

祈願

当壬申^(元龜三年)一歳之内、越軍向信上之二国、不動干戈不成殃災、然而攸企行、如信玄存分爲達本意、誦誦法華百部、以令献飯繩示現大明神則、頓所望成就者、不可有疑者也、仍如件、

壬申

四月七日

信玄

福寿院

普門院

四月七日付けの、信玄の願文である。元龜三年が暮れるまでのあいだ、「越軍」つまり上杉謙信が、信濃や上野に攻めて来ないことを願っている。北方で異変があつては困るといふのだから、「計画中の作戦」(傍線

部)とは、明らかに南方への作戦である。信玄の勢力圏から南へ出て、次に東に折れば伊豆・相模に北条氏が、西へ折れば遠江・三河に家康が、さらに尾張・美濃には信長がいる、という位置関係になる。しかし、氏政および信長とは、良好な関係が構築されていた。信長については、これより後の八月の段階でも、敵視していた様子がない。⁽¹⁹⁾ したがって、「計画中の作戦」の標的は、家康であつたと考えるほかはない。元龜三年四月の段階で、信玄は家康を叩くことを、かなり真剣に考えていたものと思われるのである。

(2) 本願寺の要請に基づく出馬

しかし、この家康を叩く作戦は、なかなか実現を見なかつた。四月以降、五月・六月・七月の史料を調べてみても、信玄が行動を開始した形跡は認められない。(史料3)にもよくあらわれていたように、家康を叩くことは、信長との戦いに直結する。信玄は、家康を叩きたいとは思つても、信長と戦うことまでは決断できなかつたのであろう。信玄が大規模な行動を開始したのは、十月になつてからである。ただし、この段階では、信玄の標的は家康ではなく、明らかに信長になつていた。

元龜三年十月の信玄の行動とは、具体的には遠江に侵攻したのである。その後、翌年にかけて、三河まで足を伸ばした。遠江も三河も、家康の勢力圏である。そこへ信玄は攻め込んだ。それにもかかわらず、この行動の標的は、家康ではなく信長なのである。理解しにくいのは確かであり、実際に異論も提出されているので、まずはこの問題を取り上げておこう。

県史および拙著でも強調したことが、この遠江・三河への侵攻について、信玄は繰り返し、大坂の石山本願寺や越前の朝倉義景の要請があつたからこそ出馬したのだ、と述べている。⁽²⁰⁾ それでは、本願寺や朝倉義景

は、どうして信玄に出馬を要請したのだろうか。畿内・近国では、元龜元年ごろから、右の両者や近江の浅井長政らが、信長と激しく対立する状況が生まれていた。本願寺などの反信長陣営は、信玄には信長に対抗できる実力があると見て取り、信玄の手によって、信長を倒そうとしたのであろう。この構想に乗って、信玄は出馬した。そうである以上、信玄の行動の標的は、信長以外にはあり得ないのである。

なお、家康については、その政治的な地位の点でも、地理的な位置の点でも、本願寺などと激しく対立したとは考えられない。つまり、本願寺などには、家康を倒す必要がない。したがって、それを目的として、信玄に出馬を要請することもない。本願寺や朝倉義景の要請に基づく信玄の出馬である限り、その主たる標的が家康であったことは、ほとんど考えられないのである。

ただし、信玄の標的が信長であったとしても、信長そのものを打倒しようとしたのではなく、本願寺などを助けるために背後から信長を牽制する、いわゆる「後詰」に過ぎなかった可能性はある。しかし、検討してみると、信玄はやはり、信長そのものの打倒を考えていたようだ。

十一月十九日付けの、義景宛ての覚書には、「来年の五月まで陣を張っていてもらいたい」という文章がある。これは、義景を近江あたりに布陣させることで、自分のあいだ信長が畿内方面に後退できないようにしておき、時間をかけて美濃に追い詰めようとしたのであろう。

また、翌年の正月十一日付けで、信玄が將軍足利義昭に提出した意見書⁽²³⁾がある。そこでは、信長の悪行を数点にわたって具体的に列挙した上で、宥免はあり得ないことが強く主張されている⁽²⁴⁾。

このほか、元龜三年の春にさかのばれば、比叡山延暦寺の僧たちが、堂塔の再興を信玄に依頼しようとした事実がある。信長が焼き払った延暦寺の、その再興を信玄に依頼しようというのだから、信玄は明らか

に、信長に対抗する者として位置づけられている。この一件については、依頼しようとしたことがわかるのみで、信玄のもとに依頼が届いたかどうかは、確認することができない。しかし、信長の対抗者に位置づけられていることは、おそらくさまざまな機会を通じて信玄に伝わり、本人もそれを自覚したことと思われる。

以上の諸点をふまれば、信玄が信長を標的としていたこと、しかも単なる「後詰」ではなく、信長そのものの打倒を目指していたことは、それぞれ明らかではないだろうか。元龜三年十月、信玄は信長を打倒するために、行動を開始したのである。ただし、実際に攻め込んだのは、家康の勢力圏に属する遠江であった。それはなぜか――。すでに拙著で述べたが、簡単に繰り返しておこう⁽²⁶⁾。

信玄が信長を倒すためには、信濃から美濃へ直進するルートが、戦略的にはもっとも重要になる⁽²⁷⁾。戦略的に重要なルートであれば、軍事的な常識として、その側面の安全を確保する必要がある。ところが、このルートの南側には、敵性の空間が広がっていた。信長の傘下に属する、家康の勢力圏である。信玄は、南側の安全を確保するために、これに打撃を与えようとしたのであろう。

その場合、信玄自身は美濃に直進し、打撃を与える作戦は部将に委ねるのが、理解しやすい構図ではある。しかし、すでに述べたように、信玄には家康に対する「鬱憤」があった。また、意外な方角に出現してみせることで、信長を美濃から引きずり出しておき、そして直進ルートから攻める構想も考えられる。おそらく、以上のような理由から、信玄自身は打撃を与える作戦に回り、直進ルートには別働隊を派遣したのである⁽²⁸⁾。なお、信玄は、信長の打倒を別働隊に一任したわけではなく、いずれ自身も参加する手筈であったと思われる。これについては、すでに拙著でも述べ、本節では朝倉義景との連携を指摘したところである。

(3) 異論にこたえる

ここで、前節の冒頭で触れた「異論」⁽²⁹⁾について、私見を申し述べておきたい。「異論」の骨子は、おおむね次の通りである。

信長を標的とすることは、美濃の岩村城が、十一月に自発的に信玄の味方になったのを見て、あとから付け加えられたものである。したがって、十月の行動開始の時点における、信玄の本来の標的は、家康であつたと考えられる。

前節で述べたように、本願寺や朝倉義景の要請に基づく出馬である限り、標的が家康であつたと考えることには無理がある。したがって、「異論」の結論については、同意することはできない。ただし、岩村城をめぐる事情が、「異論」の指摘する通りであるとすれば、次のようなシナリオもあり得ることになる。すなわち、信玄の当初の考えは「後詰」であつたのだが、岩村城の帰順をふまえて信長そのものの打倒に切り換えた、というシナリオである。

しかし、岩村城の將兵は、本当に「自発的に」帰順したのだろうか。帰順を伝える信玄の書状⁽³¹⁾には、「属味方」と書かれているだけで、それに至る経緯が、具体的に説明されているわけではない。つまり、文字通り自発的に帰順した可能性もある代わりに、軍事的に圧迫されてやむなく降参した可能性も、政治的な圧力を受けて仕方なく従属した可能性も、等しく考えられるのである。「属味方」を、一直線に「自発的に」と理解するのは、フェアな史料解釈であるとはいえない。そして、自発的な帰順が不確かなのであれば、上記のようなシナリオを考慮する必要もなくなる。標的は家康であつたという「異論」の結論も、あらためて斥けることができる。

そもそも、文字通りの自発的な帰順があつたという見方は、牧歌的に過ぎるのではないだろうか。舞台は現実の社会、それも戦国乱世の社会

である。「属味方」と書かれていれば、その背後に軍事的な圧迫や政治的な圧力を想像することが、かえって素直な態度であるように思われる。岩村城の場合も、信玄が何らかの圧力を加え、その結果、味方に取り込んだのである。これを「攻略」と表現しても、必ずしも言い過ぎではあるまい。

この岩村城の取り込みのころ、信玄は信濃から南進して、遠江を行動中であつた。したがって、岩村城の取り込みは、信玄自身が行なつたものではない。部隊を派遣して、実施させたのである。⁽³²⁾しかし、この部隊については、誰が率いていたか判然としない。部将の一人、秋山信友が率いたともいわれるが、一次史料によつて確認することはできない。ただし、秋山と美濃のかかわりについては、次のような文書が知られている。

(史料5) 『山梨県史』資料編5、二五三五号

尾州織田信長、東濃州出張之由申来候間、早々彼地懸向、追払尤候、

遠三両国之事者、別人申付候間、其心得尤候也、仍如件、

三月六日

信玄(花押)

秋山伯耆守とのへ

信長の美濃東部への出馬を知つた信玄が、秋山に対し、出動して対応するように命じたものである。しかし、前出の(史料2)と同じく、これも本物であるとは思えない。おそらく偽文書であろう。⁽³⁴⁾「尾州織田信長」というくどい言い方は、本物の命令としては、きわめて不自然ではないだろうか。信玄もその部将たちも、信長の存在は、すでに熟知していたはずである。同様に、「遠三両国」以下のくだりも、本物としては不自然なくどさを感じさせる。その直前(「尤候」)までで、すでに用は済んでいる。順序は前後するが、「追払」という通俗的な言葉も、本物の命令としては違和感が強い。それだけでなく、このあと述べるように、

全体として美濃方面で攻勢に出ていたはずなのに、守勢を思わせるこの言葉があるのは、事実と齟齬する部分がある。

そもそも、この文書は、その様式がはなだ不審である。この文書は、事実の証明や権利の認定を行なったものではなく、相手との身分差が非常に大きいわけでもない。それにもかかわらず、「仍如件」という、ごく事務的な文言で結ばれているのである。少なくとも信玄の場合は、このような条件であれば、「恐々謹言」で結ぶのが当たり前である。さらに、「とのへ」という薄礼の敬称も、信玄の文書ではほとんど例を見ない。少なくとも、秋山のような部将を相手としては、類例はまったくないものと思われる。

以上のように、数多くの事実が、この文書が本物ではないことを示している。岩村城の取り込みはもとより、それ以外の局面においても、秋山がこの時期美濃にかかわったことを示す材料は、まったく残っていないのである。

なお、信玄は岩村城を取り込んだ①だけでなく、翌月の十二月にはその兵力を増強し②、翌年の二月には美濃方面の兵力を前進させた③ようだ。この間、信玄は終始遠江・三河方面にあり、これらの動きを直轄できる状況にはなかった。美濃方面は部将の誰かに担当させたのだと考えざるを得ない。

筆者のこの「別働隊」説³⁵に対して、おおむね次のような意見が提出された³⁶。

別働隊とは、秋山が東美濃に侵攻して岩村城を攻略したことを指すが、秋山はその時期東美濃には行っておらず、岩村城も自発的に従属したのであり、そのような別働隊は存在しなかった。

筆者は、部将の誰かによる一連の動き①～③の全体を指して「別働隊」と表現したのであって、「秋山による岩村城の攻略」から「別働

隊」説を主張しているのではない。傍線部のような認識は誤解である。そもそも、「秋山は東美濃に行っていない、したがって別働隊も存在しない」という言い方は、論理的であるとはいえない。秋山以外の者が東美濃に行くことは、まったくあり得ないのだろうか。なお、筆者の秋山に対する認識は、すでに述べた通りである。「自発的」に対する見解もすでに述べた。全体として、この意見によって「別働隊」説が否定されたとはい、筆者は必ずしも考えていない。

(4) 行動を開始するまで(一)——八月の段階

「異論」の検討を終わり、本来の論点に戻ろう。

元亀三年初頭の段階では、信玄は、信長との関係を壊したくないと考えていた。しかし、十月には、信長を打倒するための行動を開始した。では、信玄の考えは、いつ、どこで変化したのだろうか。

八月の段階では、まだ信長への敵意を、固めてはいなかったようだ。將軍足利義昭から、対立する信長と本願寺のあいだを仲裁するように求められ、これをふまえて、本願寺の意向を尋ねた事実がある³⁷。

このとき信玄は、このような返書が欲しい、ということであろう、本願寺に返書の案文を送り届けている。それは、

信長に対しては「遺恨深長」であるけれども、信玄は公平に仲裁するだろうか……、

といった内容で、事実上、信玄による仲裁を受け入れることを表明していた。そして、本願寺は、ほぼこの案文通りの返書を、信玄に送付したのである。ただし、案文の通りに書いたことについて、本願寺では次のように記録している。

内証有子細此分也、

これは、内々の事情があつてこのようにした、と言っているのである

う。つまり、本願寺としては、案文の通りに書くこと、すなわち仲裁を受け入れることは、必ずしも本意ではなかった。しかし、何らかの事情を考慮して、とにかく受け入れることにしたのである。

これらの事実は、どのように解釈すべきだろうか。信玄は將軍の求めを尊重して動いただけであり、本願寺に受け入れを表明してもらうことで、將軍に復命できるかたちを作ったのだ、という解釈も不可能ではない。つまり、信玄の行動はその真意を反映してはいない、本当はやる気がなかったのだ、という解釈である。³⁸⁾

しかし、信玄にやる気がなかったのであれば、理由を付けて求めを辞退することも、不可能ではなかっただろう。あるいは、表向きは求めに応じておき、そのまま何もせずに放置することも、十分にできたはずである。また、本願寺に仲裁を受け入れる意志がなければ、この件はそれまでである。したがって、仲裁を受け入れない旨の返書が欲しい、というのであったならば、これは信玄にやる気がなかったことを意味する。ところが、実際に行なわれたことは、その正反対である。信玄が、將軍の求めにはやる気がなくても応えなければ、という思想を強く持つていたとも思えない。³⁹⁾

このように考えると、信玄の行動は真意を反映していない、という解釈が成り立つかどうか、疑問の余地が非常に大きいことになる。信玄の行動は、真意に沿ったものであると見ても、差し支えないのではなからうか。つまり、信玄は、本願寺が仲裁を受け入れることを強く望み、そのため返書の案文を送り届けたのである。⁴⁰⁾ ということは、最終的には、信玄は信長と本願寺の和睦を望んでいたことになる。

信玄がすでに信長への敵意を固めていたのであれば、このようなことはもちろん考えられない。本願寺と進んで協議し、信長を倒す策を練るはずである。したがって、この八月の段階では、まだ敵意は乏しかった

といえる。しかし、本願寺は、すでにこの年正月の書状で、信長に対抗する行動を信玄に要請していた。⁴¹⁾ 信長と本願寺の対立が収束しなければ、本願寺からの要請も度重なることになり、ついには信長との戦いに引きずり込まれる恐れがある。事実そうだったわけだが、そのような危険を避けるために、信玄は信長と本願寺の和睦を望んだのであろう。

なお、本願寺が「何らかの事情を考慮して」仲裁を受け入れた点も、右のような状況から説明することができる。本願寺としては、信長と徹底的に争う覚悟であり、仲裁などは必要としていなかったであろう。そのため、本来であれば、仲裁を受け入れない旨の返書を書くところであった。しかし、仲裁を受け入れず、徹底的に争う場合には、どうしても信玄の力を借りる必要がある。したがって、信玄との関係を損なってはならない、つまり、信玄の望む通りにせざるを得ない。このような複雑な「事情を考慮」した結果、不本意ながら、本願寺は仲裁を受け入れたのだと思われる。

(5) 行動を開始するまで(二)——九月の段階

信玄が信長への敵意を固めたのは、十月三日に遠江に向けて出馬する⁴²⁾、その本当に直前であったようだ。

この時期、上杉謙信が越中に攻め込んだのに対し、その背後を衝くことで越中の味方を救援しようと、信玄は越後への出馬を考えていた。九月二十六日付けの越中宛ての書状⁴³⁾において、信玄はこれから越後に出馬する、と明言している。越後へ出馬してしまえば、まったく方角が異なる遠江への侵攻は、成り立つはずがない。遠江への侵攻は、その予定がないと言っているのに等しい。つまり、信長への敵意は、まだ明らかにされていないのである。

これは真意を隠しているのだ、という解釈はあり得よう。しかし、い

くら越後への出馬を明言してみても、ほどなく遠江に侵攻してしまつては、その報に接した越中勢から、怒りと恨みをかうだけであろう。この程度のことを、信玄が読めなかつたとは思えない。信玄が越後への出馬を明言したのは、本気であつたと考えられるのである。実際には、信玄はまもなく遠江に侵攻したために、越中勢に嘘をついたかたちになり、その後始末に追われたことが想像される。⁽⁴⁵⁾しかし、越後と遠江の両方を睨んで周到な計画が立てられていたのであれば、むしろそのような事態はおこらなかつたであろう。信玄は、本当に最後の瞬間に、越後から遠江へ行き先を変えたのだと思われる。

なお、同じ九月二十六日付けで、信玄が足利義昭の側近に届けた書状が知られている。⁽⁴⁶⁾この書状は三か条の簡条書で、その第三条には、

上杉輝虎可致和与之旨、頻被仰出候、愚存之旨趣、雇両口上候之間、不能紙面候、

と記されている。義昭から上杉謙信との和睦を求められたが、これについて当方の考えを申し述べる、と言っているのである。前向きな姿勢を見せずに、「当方の考えを申し述べる」というのだから、おそらく信玄は和睦を拒否しようとしているのであろう。これは、越中勢に越後への出馬を明言したことと、完全に符合する。

ただし、十月五日付けで、信長が信玄に届けた書状⁽⁴⁷⁾には、

越後に出馬しては貴方の外聞にかかりますよ、と忠告したところ、

聞き届けて下さつたことは喜ばしい、

という一節がある。⁽⁴⁸⁾信玄から信長への連絡に、約一か月を要したと考えると、信玄は九月上旬の段階で、越後行きを取り止めを知らせたことになる。これは、九月二十六日の二通の書状とは、様子が違っている。一度は取り止めたものを、再び決行することにしたのだろうか。あるいは、信長にはついに本心を隠すようになり、「忠告」にしたがう演技をした

ことも考えられる。

九月五日付けの浅井長政の書状⁽⁴⁹⁾にも、次のような一節がある。

信玄は、九月二十日までに、遠江に出馬することに決まつた。起請文も届き、確かな様子である。

これによれば、八月上旬ごろには、信玄は信長への敵意を固めていたことになる。しかし、同じ八月の段階で、実際にはまだ敵意が乏しかったと思われることは、前節で述べた通りである。したがって、この書状をもって、信玄が敵意を固めた証しとすることは、慎重でなければならぬ。おそらく、反信長陣営の期待を強く感じて、最終的な決意のないうまに、先走つた約束をしてしまつたのであろう。

しかし、遠江への侵攻が、信玄の意中で無視できない大きさに成長していったことは、この書状から推し量ることができる。そして、九月上旬ごろには、信長に本心を隠すようになる。遠江に向けて出馬する、つまり最終的に敵意を固める、その二か月ほど前から、少しずつ気持ちが傾きはじめていたのであろう。

では、反信長陣営は、どのようなはたらきかけによつて、信玄の気持ちを傾けたのだろうか。すでに触れたように、この年の春、本願寺が信長に対抗する行動を要請した事実や、延暦寺が堂塔の再興を依頼しようとした決めた事実があつた。しかし、その時期の点で、より重要であると思われるのは、七月下旬に持ち上がった、信玄の僧正任官の一件である。この一件について、延暦寺の最高責任者、天台座主の曼殊院覚慧に対し、信玄は次のように述べている。⁽⁵⁰⁾

従門主尊書、謹而頂戴候、仍僧正之事、被御申調之由、忝候、

お手紙を頂戴しました、僧正の事を取り計らつて下さるさうですね、かたじけなく存じます——。信玄はこのように述べている。素直に読めば、任官は信玄が望んだものではなく、延暦寺が持ちかけたものであつ

たことになる。これは、高い地位を与えて恩を着せ、その代わりに働いてもらう、という底意があつてのことであろう。なお、任官の手続きが完了し、信玄が家臣に命じて礼状⁽⁵²⁾を書かせたのは、彼が遠江に向けて出馬した、まさにその日に当たっている。これが偶然の一致ではないとすれば、信玄も延暦寺の底意を正しく理解し、それに応えて行動を開始したことになる。

三 行動の経路をめぐって

(1) 小笠原の懇望

信玄の遠江侵攻については、その行動の経路をめぐって、ふたつの見方が存在している。信濃から南進して遠江に入ったとする見方と、駿河から西進して遠江に入ったとする見方である。古くから前者が語られてきたが、近年になって、後者を主張する論者があらわれてきた。⁽⁵³⁾西進説の根拠となっているのが、次に掲げる信玄の書状である。遠江に入つてまもなくの状況が、後半に記されている。

(史料6) 『山梨県史』資料編5、一八号

不違兼日之首尾各忠節、誠感入存候、於向後者、追日可令入魂存分候、弥戦功專要候、当城主小笠原惇望候間、明日国中へ進陣、五日之内越天竜川、向浜松出馬、可散三ヶ年之鬱憤候、(中略) 恐々謹言、

十月廿一日

信玄(花押)

道紋

西進説では、文中の「小笠原」を遠江高天神の小笠原氏助であると考へ、また、「懇望候」という言葉から、氏助が信玄に降伏を願ひ出たことを想像する。そして、これは信玄が高天神を攻撃した結果であり、信玄は遠江の南部にあらわれたのだから、信濃から南進したのではない、と主張するのである。

城主が降伏する場面で、助命や赦免がしばしば「懇望」されるのは事実である。しかし、「懇望」という言葉そのものの意味は、あくまでも「切に希望する」ということでしかない。⁽⁵⁴⁾したがって、この書状の「小笠原懇望候」も、「小笠原が希望する」ので陣を進めると読むのがもっとも素直であろう。「小笠原」が信玄に前進を要求したのである。

そもそも、「小笠原」という人物についても、これを高天神の小笠原氏助であると断定できる材料は、書状の文面には見当たらない。この書状から高天神城主の信玄への降伏を読み取ることは、非常に難しいといふべきであろう。であるとすれば、西進説は、その重要な根拠を失うことになる。

なお、「小笠原」については、信濃松尾の小笠原信嶺という人物が知られている。十一月十五日付けの書状⁽⁵⁵⁾によれば、信嶺は「境目」に「陣」し、信玄に味方しようとする誰かが寄越した使者を受け付け、これを信玄のもとに送り届けている。松尾の位置や、同じ書状で信玄の三河進出の予定を強調していることから、「境目」は信濃と三河の境目であり、「誰か」は三河の勢力の一員であることが、強く想像される。つまり、信玄の遠江侵攻にともなう、信嶺は信濃・三河の国境付近に進出し、三河の勢力を信玄の味方として組織する任務に当たつたのだと考えられる。その後、信嶺が三河の要衝、長篠に入ったことも知られており、この人物が三河方面の指揮官であつたことは、ほぼ動かないものと思われる。

その上で、再び(史料6)に戻る。この書状は、三河の有力者、奥平道紋宛てである。その文中に、「小笠原」が登場するのである。であるとするれば、この「小笠原」は、遠江高天神の氏助ではなく、信濃松尾の信嶺であると考えられるべきではないだろうか。書状の冒頭に、「皆さまの忠節にはまことに感じ入りました」とあるのは、奥平が信濃・三河の国

境付近に進出した信嶺のもとに出頭し、信玄に味方する意志を表明した、それに対して謝辞を述べているのであろう。

また、「小笠原」にかかる「当城主」という言葉は、「そちらの城の主」と解釈すればよい。⁽⁵⁸⁾ 信嶺は国境付近のどこかの城に入って指揮をとっていた、奥平はそこに出頭し、そのまま信嶺のもとで待機している、という状況である。⁽⁵⁹⁾ 奥平だけでなく、三河の勢力の多くを、信嶺はいち早く掌握したのであろう。そして、情勢は信玄に有利であるとして、「国中」(遠江の中心部)への本格的な前進を開始するように、信玄に進言したのであろう。それを信玄は、「当城主小笠原惣望候」——「そちらの城主の小笠原が希望する」ので陣を進める、と表現したのである。

以上のように、(史料6)は、西進説とはまったく異なる読み方、しかもより無理が少ないと思われる読み方が、十分に可能である。したがって、少なくとも(史料6)を根拠としては、西進説は成り立ちにくいものと考えられる。

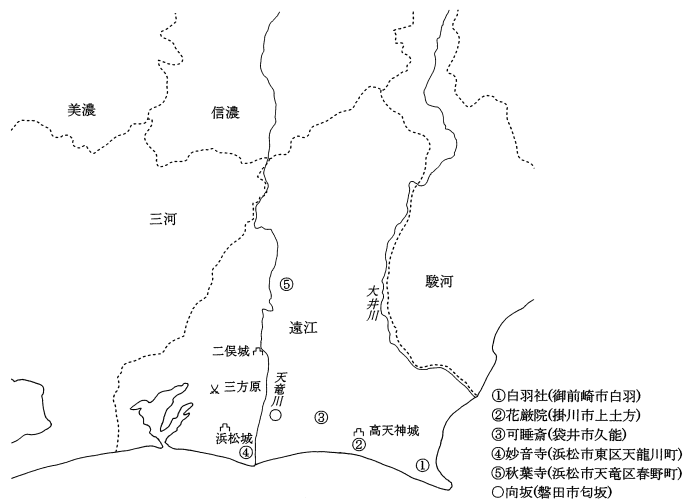
(2) 朱印状と判物、それぞれの分布
ただし、西進説には、もうひとつの根拠がある。それが次の文書である。

(史料7)
(朱印) 定 花厳院
 相手甲乙之軍勢、於彼寺中、不可濫妨狼藉、若背此旨者、可被行罪科者也、仍如件、
 (元龜三年) 壬申

十月十九日
 信玄所用の龍の朱印を捺した禁制である。十月十九日付けで、高天神に近い花厳院に与えられている。この事実は、十月中旬、武田軍が高天

神付近にあらわれたことを思わせる。その点は、西進説の言う通りである。いや、それだけではない。ほかの寺社宛ての文書も視野に入れてみると、次のような事実が浮かび上がる。⁽⁶¹⁾

日付	受取人	内容	奉者
①十月十四日	白羽社	朱印状(神主を赦免)	市河宮内助
②十月十九日	花厳院	禁制(袖上に朱印)	市川宮内助
③十月二十八日	可睡斎	禁制(袖上に朱印)	土屋右衛門尉
④十一月一日	妙音寺	禁制(袖上に朱印)	
⑤十一月二日	秋葉寺	判物(社領を安堵)	



①から④までに限れば、日付が進むたびに受取人の所在地は西へ進み、東から西へ向かう一本の線が描かれるのである。⁽⁶²⁾これを見れば、武田軍が駿河から遠江に入り、同国の南部を西に進んだことは、その可能性が非常に高いと考えざるを得ない。⁽⁶³⁾

しかし、この武田軍の行動は、信玄本人の行動と、はたして一致するのだろうか。注意を要するのは、十一月二日付け、秋葉寺宛ての⑤である。①～④の場合と同様に、これも武田軍が付近にあらわれたことを意味するのであれば、十一月二日ごろ、武田軍は秋葉寺の近く、すなわち遠江の北部にあったことになる。一日違いの④の受取人、妙音寺から秋葉寺までの距離は、約三〇キロもある。どうやら、遠江の北部にあらわれた部隊と、南部を西進した部隊とを想定し、二元的に整理する必要があるであろう。なお、前者については、これまで語られてきた通り、信濃から南進して遠江に入ったのであろう。

ところで、⑤は判物である。つまり、信玄の花押が、紙面に加えられている。花押というものは、やはり本人が書くのであろう。⁽⁶⁴⁾これに対して、①～④はすべて朱印状である。いうまでもないことだが、印章の用意さえあれば、朱印状は本人以外でも作ることができる。このような状況からすれば、信玄本人は、信濃から南進した部隊とともにあったのだと考えられよう。⁽⁶⁵⁾一方、駿河から西進した部隊には、信玄から龍の朱印が預けられていたのであろう。⁽⁶⁶⁾

以上の推論とよく適合するのが、次に掲げる文書である。

(史料8) 『山梨県史』資料編5、二〇六一号
定

今度最前ニ出仕、神妙被思召候、然者此間被拘来候新地旧領、不可有御相違候、(中略)御直判之事者、重而可被下置候、委曲従左衛門大夫殿可被仰理候者也、仍如件、

元龜三年甲申

十一月二日(朱印)

土屋奉之

幡鎌右近丞殿

十一月二日付けの朱印状である。幡鎌右近丞という者に、その所領を安堵しているのだが、傍線部がはなはだ興味深い。「御直判」とは、信玄が花押を加えた安堵状を、指しているのであろう。また、「左衛門大夫殿」は、信玄の重臣として知られる穴山信君のことである。したがって、傍線部の現代語訳は、次のようになる。

判物の安堵状は、(信玄様が)あらためてお下しになるであろう。詳しい事情は、穴山殿からご説明があるだろう。

受取人の幡鎌は、朱印状より格が高い、判物の安堵状を望んだのであろう。しかし、武田当局は、右のように言い訳しながら、暫定的に朱印状による安堵を行なったのである。なぜだろうか。その場に信玄がいなかったからではないだろうか。⁽⁶⁷⁾そして、信玄の代わりに、穴山がその場を任されていたと考えれば、この「言い訳」はよく理解できるのではないだろうか。

(史料8)の奉者「土屋」は、一日違いの④の奉者「土屋右衛門尉」と、まず同一人物であろう。つまり、この朱印状は①～④と一連のもの、西進隊の行動にとまなうものである。この朱印状は、西進隊には信玄の姿がなかったこと、西進隊は穴山信君が率いていたこと、そして、西進隊には龍の朱印が預けられていたことを、それぞれよく物語っているのではないだろうか。⁽⁶⁸⁾先ほどの「推論」は、有力な傍証をとまなうのである。⁽⁶⁹⁾

おわりに

本稿では、元龜二年から三年の、武田信玄をめぐる政治史について、

先年の私見に対する異論にもこたえながら、あらためて検証した。ここまで述べてきたように、私見を大きく修正するには至らず、むしろ補強することができたのではないかと考えている。

本稿を執筆する中で、印象に残った点を申し述べて、むすびに代えることにしたい。それは、史料を過不足なく読み解くことが、いかに重要であり、またいかに困難であるか、という点である。拙著でもそれを述べたつもりだが、今回あらためて同じことを痛感した。「小山」「取出」の(史料1)、「属味方」の信玄書状、そして「小笠原惣望侯」の(史料6)などが、その具体的な例である。

また、私見では偽文書であると思われるものが、立論の材料としてかなり通用していることも、残念ながら印象に残ってしまった。いうまでもなく、(史料2) (史料5) がその例である。文書の真偽を無闇に疑うことは、必ずしも好ましい態度ではないものの、いまま少し慎重であつてもよいのではないだろうか。

以上が率直な印象である。本稿が、元亀年間の政治史の研究としてのみならず、史料の読解や判別に関する提言としても、受け止めていただけるようであれば、これに過ぎる喜びはない。

〔注〕

- (1) 『山梨県史』通史編2 (山梨県、二〇〇七年) 四九五頁以下、および拙著『武田信玄と勝頼』(岩波新書、同年) 一七四頁以下。
- (2) 以下の本稿では、『山梨県史』通史編を「県史」、『武田信玄と勝頼』を「拙著」と呼ぶことにする。なお、本稿は、二〇一〇年度東京大学史料編纂所特定共同研究「合戦の記憶をめぐる総合的研究」第二回研究会(二〇一〇年一月五日)で行なった口頭発表を再構成し、若干の論点を追加したものである。
- (3) 柴辻俊六「武田信玄の上洛戦略と織田信長」(『武田氏研究』四〇) 三

頁など。

- (4) 『大日本史料』第十編之五、元亀二年二月二十三日条によれば、氏政は駿河深沢(御殿場市深沢)で信玄と戦い、二月二十三日に帰陣している。第一条前半に見える「御厨」は、深沢を含む一帯の総称である。
- (5) 吉田町片岡付近。遠江の最東端に位置し、大井川をはさんで駿河に接している。
- (6) 『藤枝市史』通史編上、六〇四頁。
- (7) 小学館『日本国語大辞典』第二版第10巻、五九四頁。
- (8) 「抜本」は小山と同格(並列)の地名ではないだろうか。それらしい地点を見つけることはできないが、(史料1)は写しであるから、誤写に災いされているのかもしれない。
- (9) 『大日本史料』第十編之五、元亀元年十月八日条。なお、この時点では上杉「輝虎」とするのが正しだろうが、便宜的に「謙信」と表記する。
- (10) 「取出」については、「取り出る」という動詞もある。「大軍が急ぎひしめいて出る」という意味である(小学館『日本国語大辞典』第二版第9巻、一四一七頁)。これにしたがえば、第三条は、「小山に向けて抜本(人名か)が出動する(した)」と知らせていることになる。
- (11) 掛川市上土方。
- (12) 注6に同じ。
- (13) たとえば、「家忠日記」天正六年十月二十四日条には、「甲州衆」と書かれている。天正七年九月二十五日条も同様である。なお、この(史料2)だけでなく、唐津小笠原家がらみの家康の文書は、いずれも本物ではないようである(『静岡県史』資料編7、三四七・三四七七号、および資料編8、二九一号)。
- (14) 七五頁に掲げる(史料6)の一節である。
- (15) 次章第一節で取り上げるように、元亀三年の初頭、信玄は信長に対し、家康と戦ったことも戦うつもりもない、という意味に解される発言をしている。前年に家康と戦っていたのであれば、これほど白々しいことは、さすがに言えなかつただろう。また、「家康をこのたび、信玄は敵に回した」と述べた、十月十八日付けの上杉謙信の書状があるが(『上越市史』別編

- 1、一一三〇号)、これは異論なく元龜三年に書かれたものと考えられている。なお、「三か年の鬱憤」について、本多隆成『定本徳川家康』(吉川弘文館、二〇一〇年)は、元龜元年はこの言葉の二年前でしかないとして、その発端を家康・謙信の握手に求めることに反対している(八五頁)。しかし、当時の年の数え方は、いわゆる「数え」が普通であろう。したがって、この反対意見は、当たっていないと思われる。なお、信玄の周辺で「数え」が行なわれていた例については、拙稿「武田信玄の三周忌」(『山梨県史のしおり』通史編二(中世))を参照されたい。
- (16) 『大日本史料』第十編之七、元龜二年是冬条。
- (17) これより三年前、家康の態度に不満を感じた信玄が、信長からもきつく言って欲しい、と求めた例がある(『山梨県史』資料編5、五〇七号)。「家臣」という表現は不適切であるとしても、信長にとって家康は影響力を行使する対象であった。
- (18) 遠藤珠紀「織田信長子息と武田信玄息女の婚姻」(『戦国史研究』六二)。
- (19) 本章第四節で詳しく述べる。
- (20) 次節で詳しく述べる。
- (21) 拙著一七九頁。
- (22) 『山梨県史』資料編5、二四二八号。
- (23) 『山梨県史』資料編5、三九四号。この文書は、全体が大げさな美文で貫かれているために、偽文書であると判断する向きもあるようだ。しかし、將軍に対する公式の意見書であるから、ものものしく威儀を正すことは、必ずしも不自然ではない。文章の内容にも、事実と齟齬する点はない。
- (24) ちなみに、家康については、僅かな言及があるに過ぎない。
- (25) 『大日本史料』第十編之八、元龜三年三月十七日条。
- (26) 一八〇頁および一八五頁。
- (27) 天正十年(一五八二)、信長が武田勝頼を滅ぼした際は、このルートを逆に進んだと考えられている。
- (28) この別働隊については、次節で詳しく述べる。
- (29) 柴裕之「戦国大名武田氏の遠江・三河侵攻再考」(『武田氏研究』三七)。
- (30) 恵那市岩村町。美濃の中心部への入口に当たる。
- (31) 『山梨県史』資料編5、一二二七号。
- (32) 信玄が信濃から南進したことについては、次章第二節で詳しく述べる。なお、信玄がこの行動と同時に、遠山(岩村城付近の古い呼称)にいくさを仕掛けたことが、上杉謙信の書状に明記されている(『上越市史』別編1、一一三九号)。
- (33) 『大日本史料』第十編之十、元龜三年十一月十四日条。秋山の实名は「虎繁」が正しいようだが、ここでは『大日本史料』に合わせて、便宜的に「信友」と表記した。
- (34) 『愛知県史』資料編11、八七一号でも、同じ判断が行なわれている。なお、この判断にしたがえば、二月十六日付け東老軒宛ての書状(『山梨県史』資料編5、三〇〇一号)が、信玄の生前最後の文書になる。
- (35) 県史四九八〜九頁、拙著一七七〜八および一八〇頁。
- (36) 本多隆成『定本徳川家康』(注15参照)九七頁。
- (37) 『大日本史料』第十編之十、元龜三年八月十三日条。
- (38) 柴裕之「戦国大名武田氏の遠江・三河侵攻再考」(注29参照)四四頁上段から下段にかけての記述は、論旨不分明で非常に理解しにくい、おそらくこのようなことではないかと思われる。
- (39) 筆者は、近著『武田信玄と毛利元就』(山川出版社日本史リブレット、二〇一一年)において、將軍に対して従順であろうとすることが信玄の考え方であった、という見方を示した(六三頁)。しかし、それは將軍と政治的に対立した場合のことであり、また従順であろうとするのと同時に、信玄は自分の立場をはっきり主張してもいる。
- (40) この返書は、本願寺の意志を知るためのものであって、合意事項を確認するようなものではない。したがって、案文を送り届けたねらいが、文言の調整にあつたとは考えにくい。
- (41) 『大日本史料』第十編之八、元龜三年正月十四日条。
- (42) 『山梨県史』資料編5、三〇六八号。
- (43) 『大日本史料』第十編之十、元龜三年八月十八日条。
- (44) 『山梨県史』資料編5、一一七六号。

- (45) 信玄がこの問題をあとあとまで引きずったことは、拙著一七九―一八〇頁で指摘した通りである。
- (46) 『山梨県史』資料編5、一三〇六号。
- (47) 『戦国遺文』武田氏編、四〇三九号。
- (48) この一節に先立って、原文には「甲越和与」という言葉がある。武田と上杉の和睦については、永禄十一年から元亀二年にかけて、信玄が上杉・北条という強豪とともに敵に回したことから、信長の仲介を仰いで上杉との和睦を試みた事実がある（『山梨県史』資料編5、六三〇号）。しかし、十月五日付けの信長の書状に記されているのは、越後に行こうとする信玄を信長が止めた、という場面である。上記の時期とはまったく状況が異なり、『戦国遺文』武田氏編がこの書状を（元亀元年カ）としていることはうなずけない。元亀二年の末に北条と和睦し、敵は上杉のみとなった段階こそ、この書状にふさわしかろう。この書状の年代は、古くから言われてきた元亀三年が、やはり正しいものと思われる。
- (49) 『静岡県史』資料編8、五〇七号。
- (50) 『山梨県史』資料編5、二六一四号。
- (51) 「被御申調」は、「すでに申し調えた」とも「これから申し調える」とも解釈できる。しかし、本文で次に触れる「礼状」などから、後者が正しいことは明らかである。
- (52) 『山梨県史』資料編5、二六一六号。
- (53) 柴裕之「戦国大名武田氏の遠江・三河侵攻再考」（注29参照）、本多隆成『定本徳川家康』（注15参照）。
- (54) 小学館『日本国語大辞典』第二版第5巻、一二二九頁。なお、この前後の論述では、本来の表記「惻望」を、より一般的な表記「懇望」にあらためた。
- (55) 『山梨県史』資料編5、一九八九号。この書状は宛所が失われている。
- (56) 飯田市松尾。信濃の南端に位置し、三河への入口に当たる。
- (57) 『山梨県史』資料編5、一〇七二号。
- (58) 「当城主」の前に接続詞がなく、話題を切り換えた様子がない。すなわち、それまでの部分に引き続き、奥平ないし三河のことを述べているように読める。
- (59) 拙著でも強調したように（四八頁）、「当」という文字は常に「こちら」を意味するとは限らず、「そちら」の意味である場合も少なくない。例示は省略するが、「そちら」の身分が自分と同等かそれ以上である場合には、「御当」「御当方」（いずれも「そちらさま」）「御当地」「御当国」などの表現も用いられた。
- (60) 信玄はすでに十月十日に遠江に入っている（注31に同じ）。国境を越えてすぐの地点で、情勢をうかがっていたのであろう。
- (61) ①『山梨県史』資料編5、二二五九号、②『同二〇八三号、③『同二〇四三号、④『同二三五一号、⑤『同二二六号。地図は『山梨県史』通史編2、四九六頁の地図をもとに作成した。
- (62) 本多隆成『定本徳川家康』（注15参照）にも同じ指摘がある（八五頁）。
- (63) 戦時下で作られた禁制や安堵状の分布は、やはり軍隊の行動とまったく無関係であるとはいえない。①〜④の場合のように、はっきりした傾向が認められる場合は、なおさらそうである。
- (64) ただし、信玄の死後に、誰かがその花押を代筆した例が複数あることは、拙著で述べたところである（一八八頁以下）。
- (65) （史料6）の「越天竜川向浜松」という表現は、信玄が高天神付近にいることを想定すれば、非常にわかりやすい。しかし、遠江の北部にいる場合でも、天竜川の左岸を南進し、二俣あたりで渡河する経路が考えられる。
- (66) 拙著において、筆者は「龍の朱印は、……破損や紛失の恐れのある場所には、持って行かなかつたに違いない」と述べた（二〇九頁）。これは、交戦の現場や最前線の陣地などへは持ち出さなかつただろう、という意味である。本拠地から一切動かさなかつた、などと考えたわけではない。
- (67) ちなみに、この朱印状は、⑤と同じ日付である。すでに述べたように、⑤には花押が加えられている。したがって、このとき信玄は花押が書けない状況にあった、という説明は通用しない。
- (68) なお、穴山は、十一月七日の時点で、向坂にいたことが確かめられる（『山梨県史』資料編5、九九八号）。③の可睡齋の西方、約七キロである。

(69) 本文では寺社宛での文書を主に取り上げたが、その他の文書を含めて

みても、「推論」と大きく齟齬することはないように思われる。信玄が信濃北部からと思われる参戦者に接していること(『山梨県史』資料編5、一五二五・一五二六号)、遠江の北部(峡谷部)から南部(平野部)への入口に当たる二俣を早くから重視していること(『山梨県史』資料編4、二一〇号)などは、やはり信玄が信濃から遠江北部を経て南部へ進もうとしていたことを思わせる。ただし、十月八日付けで判物を与えられた神尾宗大夫が、八日後の十六日付けで今度は朱印状を与えられた例がある(『山梨県史』資料編5、一五二六・一五二七号)。当初は南進隊に参加したが、その後西進隊に転属したのだろうか。奥山左近将監も、十月二十一日付けで朱印状を、ついで十二月十四日付けで判物を与えられているが(『山梨県史』資料編5、一二七八・一二七九号)、これは暫定的に朱印状を貰っておき、両隊が合流した段階で、あらためて判物を取り付けたものと思われる。すなわち、(史料8)の幡鎌の場合に似た例ということがあるから、むしろ「推論」に適合的である。

(70) (史料5)は、柴裕之「戦国大名武田氏の遠江・三河侵攻再考」(注29参照)、武田氏研究会『武田氏年表』(高志書院、二〇一〇年)のいずれにも引用されているが(それぞれ四一頁、一八四頁)、特別な注記などは見られない。

〔付記〕

(本文七二頁、美濃方面の「別働隊」に関する補足)

すでに述べたように、十一月十九日付けの覚書によれば、信玄は信長を美濃に追い詰める考えであったようだ(七〇頁)。同じ覚書には、二俣の攻略が近いこと、および岩村を取り込んだことを記した上で、

此上両様行之事、

と述べた部分がある。これは、

この状況なら、二通りの作戦が可能である、

と言っているであろう。二俣経由の遠江・三河ルートのほかに、岩村経由でまっすぐ攻めることを、信玄は明確に意識していたといえる。

(本文七七頁、信玄の行動経路に関する補足)

前出の(史料6)について、一部を(中略)としたが(七五頁)、ここには「猶山県三郎兵衛尉可申候」と書かれており、信玄の部将の一人、山県昌景が、副状を付けたことが想像される。普通に考えれば、(史料6)が書かれた十月二十一日の時点で、信玄と山県は行動をともにしていたことになる。この事実は、信玄の行動経路を推定する上で、ひとつの材料になるであろう。ただし、この時期の山県については、十一月二十七日、つまりかなり遅くなつてから、二俣に滞在していることが確かめられるに過ぎない(『山梨県史』資料編5、一一〇四号)。